

# 運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業交付要綱

平成27年3月24日制定

平成31年3月20日改正

令和3年3月19日改正

令和5年3月22日改正

令和6年3月19日改正

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

## (目的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）が、少子高齢化に対応した若年労働者を確保し、又はドライバーの育成及び運転技術の向上を図るため、本要綱で定める運転免許（以下「免許」という。）又は若年ドライバーに大型免許・中型免許を取得させるための受験資格特例教習（以下「特例教習」という。）を従業員に取得、受講させるために、会員が負担した費用の一部助成について必要な事項を定める。

## (助成対象)

第2条 助成対象の会員、従業員及び免許の種別は次のとおりとする。

(1) 従業員の免許取得費用の全部又は一部を負担した会員を対象とし、当協会会費未納又は社会保険等の未加入会員は対象外とする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に免許取得又は特例教習を受講修了したものを対象とする。

(2) 県内営業所に所属し、事業用トラックの運転業務に従事する従業員を対象とする。

ただし、個人が負担した費用、助成を受けた従業員の同一免許の再取得に係る助成は行わない。

なお、運転者として採用した高等学校新卒者（申請を行う年度の前年度卒業者（以下「新卒者」という。）については、在学中の取得費用も対象とすることができる。

(3) 運転免許の種別は、大型免許（限定解除を含む。）、中型免許（限定解除を含む。）、けん引免許、準中型免許（限定解除を含む。）を対象とし、特例教習は、大型免許、中型免許を取得するために受講したものを対象とする。

## (助成対象費用)

第3条 助成対象とする費用は、消費税を除く教習受講料及びテキスト代等の運転免許取得及び特例教習の受講のために自動車教習所等で要する費用とする。

なお、自動車教習所等への通学費用や運転免許試験受験料等は、対象外とする。

## (助成人数、助成額及び助成の上限額)

第4条 助成人数、助成額及び助成の上限額は次のとおりとする。

(1) 1会員あたりの助成人数については、下記のとおりとする。

ア 運転免許取得助成については、2名（ただし、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の認定を受けている事業者（以下「G事業者」という。）に対する助成は3名）までとする。

イ 特例教習受講については、3名までとする。

ウ 新卒者の運転免許取得助成については、人数の上限を設けない。

(2) 第3条に定める費用のうち、1名あたりの助成額及び助成の上限額は、運転免許取得助成は、別表1及び別表2(G事業者に限る。)に定めるとおりとし、会員が負担した費用(普通免許を併せて取得する場合は普通免許取得の費用を除く。)の2分の1の額(千円未満切り捨て)を上限とする。

なお、複数の免許を同時に取得する場合は、上限額が高い額を助成する。

特例教習受講は、会員が負担した費用の3分の1の額(千円未満切り捨て)とし、10万円を上限とする。

(予算総額)

第5条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、前年度の3月1日から当該年度の2月末日までの間に免許を取得及び特例教習を受講したものとする。

なお、特例教習の受講については、令和4年5月13日以降に受講修了したものも対象とする。

2 助成申請期間は、当該年度の4月1日から3月15日までの間とする。

なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求)

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

(1) 運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業実績報告書(助成金交付請求書)  
(様式1)

(2) 運転免許取得者・受験資格特例教習受講者内訳書(別紙)

(3) 社会保険等への加入に係る誓約書兼在籍証明書(様式3)

(4) 取得前及び取得後の運転免許証(写) ※運転免許取得助成申請の場合に限る。

(5) 社会保険に加入していることが証明できる書類[健康保険証(写)等]

(6) 自動車教習所等の入校(受講)を証明する書類

[入校(受講)申込書・卒業証明書(写)等]

(7) 自動車教習所等への支払いを証明する書類[自動車教習所等発行の領収書(写)等]

※領収書(写)は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書(写)は不可

(8) 受験資格特例教習受講修了証(写) ※特例教習受講助成申請に限る。

(9) 安全性優良事業所認定証(写) ※運転免許取得助成申請及びG事業者の場合に限る。

(10) 卒業証明書又は卒業証書(写) ※新卒者の場合に限る。

(11) 運転日報(写)[当該取得免許で乗務できる車両3日分以上]

※運転免許取得助成申請の場合に限る。

(12) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第 8 条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 9 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第 10 条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(情報開示)

第 11 条 助成金交付請求にかかる個人情報については、免許取得に係る事実確認のため当該自動車教習所等に照会する場合を除き、第三者への開示は行わないものとする。

(その他必要な事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本要綱は、平成 27 年 5 月 26 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
3. 本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
4. 本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
5. 本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
6. 本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
7. 本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
8. 本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許	70,000円
大型免許（限定解除）	35,000円
中型免許（限定解除を含む。）	35,000円
けん引免許	35,000円
準中型免許	35,000円
準中型免許（限定解除）	20,000円

別表 2（G事業者の場合に限る。）

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許	100,000円
大型免許（限定解除）	50,000円
中型免許（限定解除を含む。）	50,000円
けん引免許	50,000円
準中型免許	50,000円
準中型免許（限定解除）	30,000円

※G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。

#### 【注意事項】

- 1事業者につき、免許の種類問わず2申請（1申請1名）までを助成対象とする。  
ただし、G事業者については、3申請（1申請1名）までを助成対象とする。  
（1名で2種類の免許を取得した場合＜同時入校で複数の免許を同時に取得する場合を除く。＞2申請2名分の取扱いとする。）
- いずれの免許も第一種に限る。
- AT限定解除のみの場合については、助成対象外とする。
- 従業員個人が教習機関に支払いをした場合は、助成対象外とする。



# 運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

〈申請者〉  
 住 所  
 名 称  
 氏 名 印  
 電話番号 担当者 ( )  
 F A X 番号  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業交付要綱の第7条に基づき、助成金を下記のとおり申請します。

記

<b>助成金請求額</b>	<b>円</b>
---------------	----------

1. 運転免許取得・受験資格特例教習受講者内訳書…別紙のとおり

2. 振込先口座 ・(銀行名) \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫 (支店名) \_\_\_\_\_ 支店  
 ・(預 金) 普通 ・ 当座 ・(口座番号) \_\_\_\_\_  
 ・(口座名義) <sup>ふりがな</sup> \_\_\_\_\_

3. 添付書類

- ① 社会保険等への加入に係る誓約書兼在籍証明書 (様式 3)
- ② 取得前及び取得後の運転免許証(写) ※運転免許取得助成申請の場合に限る。
- ③ 社会保険に加入していることが証明できる書類[健康保険証(写)等]
- ④ 自動車教習所等の入校(受講)を証明する書類[入校(受講)申込書・卒業証明書(写)等]
- ⑤ 自動車教習所等への支払いを証明する書類[自動車教習所等発行の領収証(写)等]
- ⑥ 受験資格特例教習受講修了証(写) ※特例教習受講助成申請に限る。
- ⑦ 安全性優良事業所認定証(写)  
 ※運転免許取得助成及びG事業者の場合に限る。
- ⑧ 卒業証明書又は卒業証書(写) ※新卒者の場合に限る。
- ⑨ 運転日報(写) ※当該取得免許で乗務できる車両3日分以上  
 ※運転免許取得助成申請の場合に限る。
- ⑩ その他当協会が必要と定めるもの

受付日
受付NO

## 1. 運転免許取得者・受験資格特例教習受講者内訳書

(種別のいずれかに○印を付してください。)

取得(受講)種別	運転免許	・大型免許      ・大型免許(限定解除)	
		・中型免許      ・中型免許(限定解除)	
		・けん引免許    ・準中型免許      ・準中型免許(限定解除)	
	特例教習	・大型免許      ・中型免許	
取得(受講)者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	昭和・平成      年      月      日	年齢：      歳
	免許取得日	令和      年      月      日	
	特例教習修了日	令和      年      月      日	
高校卒業年月日	令和      年      月      日      ※新卒者の場合に限る。		
自動車教習所等名称			
Gマーク認定証番号 (該当する場合のみ記入)			
	有効期間：      年      月      日～      年      月      日 (      年間)		
取得(受講)費用	運転免許	円	参考：普通免許取得費用 (      円) ※新卒者の免許取得の場合に限る。
	特例教習	円	
助成金請求額	円		

・内訳書は、取得(受講)者ごとに作成し、添付してください。

下記の同意内容を確認の上、いずれかあてはまるものにチェック(☑)をご記入ください。

- 上記申請に係る特例教習の受講・免許の取得について、国、地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていません。
- 上記申請に係る特例教習の受講・免許の取得について、国、地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていますが、助成金等の交付総額は受講・取得費用の額を超えません。

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

## 誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業実績報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業要綱第10条に基づく事実が判明した場合、助成金を返還いたします。

---

## 在 籍 証 明 書

運転免許取得・受験資格特例教習受講助成事業において、申請対象者である下記の者は現在当社に在籍し、事業用トラックの運転業務に従事する者であることを証明いたします。

記

1. 氏 名	
2. 現 住 所	
3. 生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
4. 入 社 年 月 日	年 月 日
5. そ の 他	

**※提出に際しては、社会保険に加入していることが証明できる書類<健康保険証（写）等>を添付してください。**